

中津川市都市計画マスタープラン策定及び
中津川市立地適正化計画改定支援業務委託
プロポーザル実施要領

令和 7 年 4 月

中津川市リニア都市政策部都市計画課

目次

1	目的	3
2	公募事項	3
3	参加資格	4
4	スケジュール	4
5	参加表明	4
6	企画提案	5
7	審査の実施	7
8	審査及び選定	7
9	契約の締結	8
10	提出書類の取扱い	9
11	無効事項等	9
12	その他留意事項	9
13	担当連絡先（事務局）	9

1 目的

中津川市（以下「市」という。）では、現行の都市計画マスタープラン（都市計画法第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針をいう。以下同じ。）が令和8年度に終期を迎えることから、令和9年度以降に向けて、新たに市の都市計画に関する基本的な方針となる次期計画マスタープランを策定する必要がある。

加えて、市では令和2年度に立地適正化計画（都市再生特別措置法第81条第1項の規定による。以下同じ。）を策定したが、策定後概ね5年が経過することや、令和2年6月の都市再生特別措置法の改正に伴い、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能を確保するための指針（以下、防災指針という。）を加える必要があることから、立地適正化計画を改定する時期を迎えている。

これら、都市計画マスタープランと立地適正化計画について、立地適正化計画の手引き（国土交通省都市局都市計画課（令和6年4月改訂））によれば、一体の計画とすることも可能とされていることから、市では次期都市計画マスタープランの策定に合わせて立地適正化計画を一体の計画として策定し、策定に係る全般的な支援を委託により行うこととする。

本要領は、中津川市都市計画マスタープラン策定及び立地適正化計画改定支援業務（以下「業務」という。）の委託にあたり、公募型プロポーザル方式により、事業者の提案内容や能力等を総合的に判断し、本業務に最も適した提案者を決定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 公募事項

（1）業務名

中津川市都市計画マスタープラン策定及び中津川市立地適正化計画改定支援業務

（2）業務の目的

令和9年度から令和18年度までの10年間を計画期間とし、目指すべき都市像やそれを実現するための都市計画（土地利用や都市施設の整備の目標など）に関する基本的な方針を策定し、立地適正化計画について評価及び防災指針を追加した上で一体の計画とするための全般的な支援を行うことを目的とする。

（3）業務内容

別紙「中津川市都市計画マスタープラン策定及び中津川市立地適正化計画改定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（4）予定履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

（5）委託上限額

23,125,000円（ただし、各年度において次の金額を超えないものとする。）

令和7年度 11,125,000円

令和8年度 12,000,000円

3 参加資格

この要領に基づく公募型プロポーザル（以下「本公募」という。）に参加できる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- （１） 参加表明書の提出時点で、市の入札参加資格者名簿への登録申請が完了しており、契約締結日までに登載されていること。
- （２） 工事請負契約に係る指名停止等の措置要綱（平成５年５月２０日中津川市決裁）に基づく指名停止措置を現に受けていないこと。
- （３） 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- （４） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申立てをしている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）ではないこと。
- （５） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号の規定による暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他を含め使用していない者であること。また法人の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等との関与があると認められないこと。
- （６） 過去１０年間に於いて、地方公共団体の都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定支援業務を元受けとして受注し、履行した実績を有していること。

4 スケジュール

内容	日程
実施要領等の公開	令和７年４月２１日（月）
参加に関する質問書の提出期限	令和７年４月３０日（水）
参加に関する質問に対する回答	令和７年５月 ２日（金）
参加表明書の提出期限	令和７年５月 ８日（木）
企画提案に関する質問書の提出期限	令和７年５月１４日（水）
企画提案に関する質問書に対する回答	令和７年５月１６日（金）
企画提案書の提出期限	令和７年５月２３日（金）
プレゼンテーション審査の実施	令和７年５月２９日（木）
結果通知	令和７年６月１０日（火）
契約締結	令和７年６月下旬

5 参加表明

- （１） 実施要領等の公開

実施要領等は、令和７年４月２１日（月）から、市公式ウェブサイトにおいて公開する。

- （２） 参加に関する質問

本公募の参加に関して質問がある場合は、令和７年４月２１日（月）から令和７年４月３０日（水）１７時までの間に参加に関する質問書（様式第１号）に必要事項を記載し、「１３ 担

当連絡先」に記載の電子メールアドレス宛に送付することができる。なお、電話及び口頭等による質問は受け付けられないものとする。

(3) 参加に関する質問への回答

参加に関する質問に対しては、質問者に対し電子メールで回答するとともに、質問及び回答の内容を市公式ウェブサイトにて公表するものとする。この場合において、質問者名等は公開しない。

(4) 説明会の実施

市は、参加者の過半から求められる等、必要があると認めるときは、日時を指定して説明会を実施するものとする。この場合において、説明会でなされた質問及びその回答は前項と同様に取り扱うものとする。

(5) 参加表明書の提出

本公募に参加する者は、次の表に掲げる書類を次の表のとおり令和7年5月8日（木）17時までに中津川市役所リニア都市政策部都市計画課（中津川市役所2階）へ持参又は郵送（必着）するものとする。

提出書類	様式	提出部数	備考
参加表明書	様式第2号	1部	各様式の注意事項を参照
業務実績調書	様式第3号	1部	
事業者等の概要報告書	任意	1部	事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの。（同様の内容が把握できるものであれば会社案内等をもって報告書とすることができる。）

(6) 参考資料の送付

市は、参加表明書を提出した者に対し、参考資料を電子メールで送付する。この資料は、企画提案を作成する上での参考であり、事業者からの企画提案内容を制限するものではないほか、審査委員会での審査に影響を与えるものでもない。

なお、資料は参加表明書の提出を受けた日から2日以内（閉庁日を除く）に送付するものとする。

6 企画提案

(1) 企画提案に関する質問

本公募の企画提案書の提出に関して質問がある場合は、参加表明書の提出後から令和7年5月14日（水）17時までの間に企画提案に関する質問書（様式第4号）に必要事項を記載し、「13 担当連絡先」に記載の電子メールアドレス宛に送付することができる。なお、電話及び口頭等による質問は受け付けられないものとする。

(2) 企画提案に関する質問への回答

企画提案書の提出に関する質問に対しては、質問者に電子メールで回答する。ただし、当該質問の回答が企画提案書の提出一般に関して広く周知する必要があると市が判断した場合は、

質問者名を伏せて当該質問への回答をすべての参加表明者に電子メールにて送付するものとする。

(3) 企画提案書の提出

企画提案を行う者は、次の表に掲げる書類を次の表のとおり令和7年5月23日（金）17時までに中津川市役所リニア都市政策部都市計画課（中津川市役所2階）へ持参又は郵送（必着）するものとする。

提出書類	様式	提出部数	備考
企画提案申込書	様式第5号	1部	各様式の注意事項を参照
企画提案申込書類一覧表	様式第6号	1部	
企画提案書	任意	10部	・別紙「企画提案テーマ」に定めるテーマについて記載すること。 ・A4判、両面印刷（白黒又はカラー）、20ページ（10枚）以内、下部中央にページ番号を付し、長辺の1カ所以上を閉じること。A3判を使用する場合は、片面印刷として片袖折りとするものとする。この場合において、A3判は2ページ分とみなす。 ・企画提案書には表紙及び目次を付するものとする。なお、表紙及び目次はページ数の算定に含めない。
業務実施体制表	任意	10部	業務を行う上での実施体制。管理責任者及び主担当者の主要業務経歴及び資格などを含むものとする。
業務工程計画	任意	10部	業務を行う上でのスケジュール。仕様書に記載された想定スケジュールを考慮するものとする。
見積書	任意	10部	・代表者印を押印の上、宛先を「中津川市長」とすること。 ・見積金額は消費税及び地方消費税を含む額とすること。 ・業務の合計額とその年度別内訳及び仕様書の記載に基づき具体的な積算内容が分かるように内訳書を添付すること。 ・上記2（5）「委託上限額」の各年度の上限額を超えた額を記載した場合は失格とする。

7 審査の実施

(1) 本公募参加資格の確認

市は、参加表明書の提出を行った者を対象に、参加資格の要件を確認する。なお、要件に疑義がある場合は、説明又は追加資料の提出を求めることがある。

(2) プレゼンテーション審査の実施

選考に当たり、プレゼンテーション審査を実施する。なお、企画提案書の提出を行った者（以下「提案者」という。）の数が6以上であった場合は、プレゼンテーション審査の対象をおおむね5以内の提案に限定する場合がある。この場合において、審査基準、書類選考の結果及び日程等の変更等については、別途通知するものとする。

(3) 提案者が1者であった場合においても、プレゼンテーション審査は実施するものとする。

(4) プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、原則として提出された企画提案書等に基づいたものとし、市から特に求められた場合を除き、追加資料の配付は認めない。また、その方法は提案者の任意とし、電子機器を使用する場合は、市が別途用意をするプロジェクター及びスクリーンを除いて、提案者において用意するものとする。

8 審査及び選定

(1) 審査委員会

市は、契約の候補者を選定するため、「中津川市都市計画マスタープラン策定及び中津川市立地適正化計画改定支援業務委託事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(2) 選定方法

選定委員会は、下記に定める「審査基準」に基づき企画提案の内容を評価するものとする。その結果、評価の合計点が最も高い提案者を契約の候補者とし、第2位の者を次点の候補者として選定する。この場合において、合計点が同点となった場合は、選定委員会が候補者を決する。

(3) 審査基準

ア 企画提案に対する審査項目及び審査内容は、次のとおりとする。

審査項目		審査内容	配点
1	提案に対する姿勢	・説明が分かりやすく、論理的であり、かつ熱意はあるか。 ・質問に対して、的確に回答できているか。	10
2	業務実績・配置技術者	・過去10年間における都市計画マスタープラン策定支援業務等について十分な受注実績を有しているか。 ・本業務の実施体制、管理責任者及び主担当者の業務経験等は十分であるか。	10

3	業務工程 (スケジュール)	・スケジュール案が具体的かつ明確となっているか。また、スケジュールは効率的かつ実現可能なものとなっているか。	5
4	企画提案 内容①	・都市計画マスタープランと立地適正化計画との一体化について、都市計画区域外の記載方法や立地適正化計画改定に係る国庫補助を活用する点も踏まえた記載の整理方法など、有効な手法の提案があるか。	3 0
5	企画提案 内容②	・計画策定段階での市民向け広報について、市民満足度の向上に繋がる有効な手法の提案があるか。	2 0
6	企画提案 内容③	・次期計画の策定について、実効性のある計画とするための工夫や手法等について提案され、その内容が適切なものとなっているか。	1 0
7	会議等の 支援体制	・会議等の運営支援について、会議への出席、会議記録の作成、会議資料の作成等、十分な支援が期待できる内容となっているか。	1 0
8	見積金額	・見積金額に応じて配点する。	5
合計点			1 0 0

イ 審査の配点は、次の5段階の基準に基づき行うものとする。

(1)	内容等が特に優れている。	配点×1. 0
(2)	内容等が優れている。	配点×0. 8
(3)	内容等が普通である。	配点×0. 6
(4)	内容等がやや不十分である。	配点×0. 4
(5)	内容等が不十分である。	配点×0. 2

ウ 選定委員会の採点の合計が総合計点の6割に満たない提案をした者は、評価の合計点が最も高い場合であっても契約の候補者とししないものとする。

(4) 審査結果

審査結果は、令和7年6月10日（火）に、すべての提案者に対し、参加表明書に記載されたメールアドレス宛に通知するものとする。なお、審査結果等についての問い合わせ及び異議申し立ては受け付けない。

9 契約の締結

(1) 審査結果の通知後、速やかに契約の候補者と業務の委託契約の締結について交渉を行うものとする。原則として企画提案書に記載された事項を基に仕様を定めるものとし、具体的な内容については、協議調整の上、決定する。

- (2) 契約の候補者との業務の委託契約の締結がやむを得ない理由により不調となった場合は、次点の候補者と前号の例により業務の委託契約の締結を行う。この場合において、業務の受託準備の為に要した費用は保証しない。

10 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
(2) 提出された書類の追加、修正及び再提出は認めない。
(3) 提出された書類は、審査等において必要な場合は複写をすることがある。
(4) 提出された書類は、契約の候補者の選定にのみ使用するものとし、公表しない。

11 無効事項等

- (1) 提出書類が次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
イ 指定する様式及び記載上の注意事項に示された条件に適合しないもの
ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
(2) 本公募への参加を申し込んだ者が、次のいずれかに該当する場合は、失格とする。
ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
イ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
ウ 他の参加申込者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合
エ 上記「3 参加資格」を満たさない事由が生じた場合
オ その他、中津川市が指示した事項に違反又は従わなかった場合

12 その他留意事項

- (1) 提案に要する費用は、本公募に参加した者の負担とする。
(2) 本公募への参加を申し込んだ後、参加を辞退する場合は令和7年5月22日（木）までに参加辞退届（様式第7号）を提出しなければならない。

13 担当連絡先（事務局）

中津川市リニア都市政策部都市計画課（中津川市役所本庁舎2階）

担当：松尾

住所：〒508-8501

岐阜県中津川市かやの木町2番1号

中津川市役所

電話番号：0573-66-1111（内線205）

FAX：0573-66-4050

E-mail：toshi@city.nakatsugawa.lg.jp

企画提案テーマ

企画提案書には、次の各テーマについて分かりやすく記載すること。

1. 都市計画マスタープランと立地適正化計画を一体化する手法について

・都市計画マスタープランと立地適正化計画について、他自治体の事例なども参考に、都市計画区域外の記載方法や立地適正化計画改定に係る国庫補助事業を活用する点も踏まえた記載の整理方法など、一体化の具体的な手法について示すこと。

2. 計画策定段階における市民向け広報の手法について

・計画策定段階での市民意見の聴取や市民参画機会の充実など、市民満足度の向上に繋がるような具体的な手法と、実施する場合の支援の方法や体制について具体的に示すこと。

3. 計画の策定方法について

・計画に基づき市政を運営していくにあたり、計画の実効性を確保するための手法や、職員に計画を意識させ、主体的な行動を促すための手法について示すこと。

4. 会議等の支援方法について

・会議等の実施にあたり、支援の方法や体制について具体的に示すこと。

5. 独自提案

・その他、計画を策定するにあたり必要又は効果的と考える提案者の独自の提案・工夫について示すこと。

(留意事項)

- ・参加表明書を提出した者には、企画提案書を作成する上での参考資料として、今後のまちづくりの方向性に関し現在までに市が検討してきた内容を整理した資料を電子メールで送付します。
- ・この資料は、企画提案書を作成する上でのひとつの参考として利用されることを意図するもので、事業者からの企画提案内容を制限したり、審査に影響を与えるものではありません。